

岡山県週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山県が発注する建設工事において、「週休2日工事」を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日までをいう。

3 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡山県が発注する設計金額1千万円以上の建設工事の中から、発注者が選定するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事

(2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

(3) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日工事」の対象工事である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に報告するものとする。

3 その他実施に当たっては、別に定める「岡山県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。